4　有害ごみ【月2回】

※⑬～⑮は，それぞれ別々に無色の透明または半透明の袋に入れて「有害ごみ」の日に出してください。

⑬ 乾電池

●乾電池
（ボタン電池を含む。）

※これらは，中に鉛などが含まれています。



出し方

乾電池だけを，無色の透明または半透明の中身が見える袋（市指定の収集袋は不可）に入れて出してください。

・各出張所，市民センターに設置している回収箱に出すこともできます。

・モバイルバッテリーなどの小型充電式電池（リチウムイオン電池など）は拠点回収（P.12）などに出してください。自動車のバッテリーやポータブル電源などは，市で処理ができません。販売店などにご相談ください。

⑭ 蛍光管，水銀体温計

●蛍光管
（電球型・直管型・環型・コンパクト型など）
●水銀体温計　●水銀血圧計

※これらは，中に水銀が含まれています。

出し方

蛍光管，水銀体温計，水銀血圧計は一緒に，無色の透明または半透明の中身が見える袋（市指定の収集袋は不可）に入れて出してください。

・長い蛍光管は，購入時のケースなどに入れて出してください。その際，外箱や包みに「蛍光管」と記載するなど，中身が分かるようにしてください。



❖電球型蛍光管の見分け方



有害ごみとして収集できないもの

白熱電球，グローランプ，LED 蛍光管・LED 電球（型番号が「EF」「F」以外で始まるもの）は「燃えないごみ」で出してください。

⑮ スプレー缶，カセットボンベ，ガスライター

●スプレー缶
●カセットボンベ
●ガスライター

※これらは，中に可燃性ガスなどが含まれています。



出し方

スプレー缶，カセットボンベ，ガスライターは一緒に，無色の透明または半透明の中身が見える袋（市指定の収集袋は不可）に入れて出してください。

・スプレー缶，カセットボンベは中身を使い切ってください。



・スプレー缶，カセットボンベの**穴開けは不要です。**
※キャップ（プラスチック）は取り外す。

・使い切りライターは，ガス抜きをしてから出してください。



❖使い切りライターのガスの抜き方

①屋外などの風通しのよい場所で，周囲に火の気のないことを確認し，操作レバーを押し下げる。着火した場合はすぐに吹き消す。
②輪ゴムや粘着力の強いテープで，押し下げたままのレバーを固定する。
③「シュー」という音を聞き，ガスが噴出しているのを確認する。確認できない場合は炎調整レバーをプラス方向いっぱいに動かす。
④この状態のまま付近に火の気のない，風通しのよい屋外に半日から１日置く。
⑤着火操作をして，ガス抜きが完了していることを確認する。

有害ごみ【拠点回収】

⑯ 小型充電式電池（リチウムイオン電池など）及び小型充電式電池が含まれる電化製品

リチウムイオン電池などの小型充電式電池は，破損・変形により発火する危険性があり，清掃工場やごみ収集車での発火事故の原因になっています。小型家電BOXには入れないでください。

令和８年４月からは，市役所本庁舎など下記施設で拠点回収を開始します。



POINT
充電して使える電化製品は，ほとんどの場合，小型充電式電池が使用されています!
発火事故防止のために，適正な排出に御協力をお願いします!

リチウムイオン電池，モバイルバッテリー，加熱式電子たばこ，ハンディファン，ワイヤレスホン，自転車用バッテリー 等

出し方（令和８年４月１日から）

市役所本庁舎，赤塚・常澄出張所，内原市民センターに設置している回収専用ボックスに投入する。※端子部分にセロハンテープなどを貼って絶縁処理してから投入してください。回収BOXの投入口（30cm×15cm）に入る大きさのものに限る。

その他の出し方

・JBRCのリサイクルBOXに投入する。
※JBRC加盟企業の一部の製品に限ります。BOX設置場所など，詳しくは右のQRコードからご覧ください。

・清掃工場「えこみっと」への直接搬入
※他のごみと同じく搬入手数料が発生します。

バッテリーが膨張・変形した製品及び投入口に入らないものは，BOXに投入せず，清掃工場えこみっとへお持込みください。

対象外（回収できない製品） 自動車のバッテリー，ポータブル電源

注意
リチウムイオン電池をごみとして出すとごみ収集車や清掃工場で発火し火災になるおそれがあります。



5　粗大ごみ

※集積所収集できないもので，市清掃工場で処理が可能なものに限ります。

⑰ 粗大ごみ

以下の基準を満たす家庭ごみ

❖大きさ：１m×50cm×50cmを超える大きさで，
１辺の長さの最長が３m以内，
３辺（長さ・幅・高さ）の合計の長さが５m以内
❖重　さ：50kgまで



●家具　●ベッド(介護用不可)　●畳　●物干し竿　●スキー板　など

自転車　（バッテリーは対象外）



大人用の三輪車含む

令和8年4月1日から自転車が燃えないごみから粗大ごみに変更になります
※１台あたり 1,000 円の処理券

※大きさに関わらず，回転式いす（回転式の座いすを含む），
電子レンジ・オーブンレンジは，「粗大ごみ」扱いになります。

